

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1108号

2022年（令和4年）1月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

個人番号及び個人番号カードに関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）12月24日付けで諮問（第1108号）された個人番号及び個人番号カードに関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）は定例業務として、マイナンバーカードの普及促進のため、マイナンバーカード未申請者にマイナンバーカードの交付申請書の送付や、マイナンバーカード所有者に有効期限満了に伴う更新のための交付申請書を送っている。当該交付申請書の送付に係る対象者の情報は、J-LISから本課に対し、住基ネットコミュニケーション・サーバーを通じて提供され、その情報を基に、本課が把握しているDV被害等により居所登録がされている対象者に交付申請書の送付を行わないよう処理している。

今般、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において、政府全体の取組として、保険者から被保険者に対するマイナンバーカードの取得促進策の速やかな具体化やマイナンバーカードの健康保険証利用登録の推進を図ることとされた。その結果、健康保険証の利用頻度が高い75歳以上のマイナンバーカード交付率を高め、マイナンバーカードの健康保険証利用を普及するため、後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカードの交付申請書の送付等を実施することとなった。

本事業においては、DV被害等により居所登録がされている対象者に交付申請書の送付を行わないよう処理後、処理内容を反映した情報（印刷用ファイル）をJ-LISが本課に提供し、本課は保険年金課に利用させ、後期高齢者医療広域連合に提供する事務運用であるため、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることについて

ア 目的外に利用させる個人情報

2021年（令和3年）10月31日現在における75歳以上のマイナンバーカードを交付申請していない者（DV被害等の郵送物を送付してはならない者を除く。）の次の各号に掲げる個人情報を保険年金課に利用させる。

(ア) 氏名（かな・旧氏・アルファベットを含む。）

(イ) 住所

(ウ) 生年月日

(エ) 性別

(オ) 住民基本台帳法第30条の45に規定する区分（中長期在留者、特別永住者等）

(カ) 在留期間の満了の日

イ 目的外に利用させる相手方

保険年金課

なお、後期高齢者医療広域連合には保険年金課が当該情報を提供する。

ウ 個人情報の利用方法について

送付対象である2021年（令和3年）10月31日時点で75歳以上のマイナンバーカード未交付申請者のうち国外転入者等令和2年以降にQRコード付き申請書が添付された個人番号通知書又は通知カードの送付を受けた者、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者等地方出入国在留管理局においてマイナンバーカードの交付申請等について周知が行われている者、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する

個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第22条の2第3号から第6号までに規定する事情により居所情報を住民基本台帳システム上に登録している者が除かれた印刷用ファイルが本課の住基ネットコミュニケーション・サーバーを通じて提供されるため、パスワードを付加してUSBメモリにより保険年金課に引き渡す。

#### エ 目的外利用の必要性

本事業において必要となる個人情報は、約50,000件の情報であり、保険年金課が本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。迅速に本事業を実施するためには、ほかに方法がないことから、個人情報を目的外に利用させる必要がある。

#### (3) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外に利用させる個人情報の対象者は、75歳以上のマイナンバーカードを所持していない者約50,000人と多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、保険年金課が本市ホームページを通じて周知する。

#### (4) 実施時期（予定）

2022年（令和4年）1月

#### (5) 添付書類

ア マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針

イ 令和3年度におけるマイナンバーカード取得促進策及びマイナンバーカードの被保険者証利用の促進等について

ウ 令和3年度におけるマイナンバーカード取得促進策等の具体的な事務内容について

エ マイナンバーカード交付申請書等作成事業者向け運用保守手引書（別紙 インターフェース設計編）（別紙 編集仕様書）（一部抜粋）

オ 個人番号カード未取得者後期高齢者分へのQRコード付き交付申請書の送付に伴う対応について（依頼）

カ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

#### (1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

本事業において必要となる個人情報とは、約50,000件の情報であり、保険年金課が本人から個別に収集した場合、莫大な時間、労力及び費用を要する。迅速に本事業を実施するためには、ほかに方法がないことから、個人情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

目的外に利用させる個人情報の対象者は、75歳以上のマイナンバーカードを所持していない者約50,000人と多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略するものである。なお、市民へは、保険年金課が本市ホームページを通じて周知する。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上